

平成27年11月議会 一般質問 中里泰則

登壇日：平成27年12月7日(月) 14時～

1. 職員の不祥事について

(1) 原因の分析と再発防止の具体的策

【質問】

これまでも市職員の不祥事が数多く報告され、市議会も再発防止を強く申し入れている。

長崎市は、再発防止を行っているが、効果が上がっているようには思えない。不祥事が繰り返し起きるのは、職員数の減少でひとり当たりの仕事量が増えたことなどの根本的な原因究明が不十分なのが原因だと思う。

根本的な原因を解決しない限りこの先も不祥事が起こることが考えられるが理事者の見解をお聞きしたい。

【答弁】

これまでの職員による不祥事や事務処理の誤りの原因は、職員の意識などの個人に起因する問題と、職場内での事務処理方法やチェック体制の不備、部局間の連携不足、コミュニケーション不足など、組織に起因する問題の2点があると認識している。

これまでの再発防止策としては、個別の案件ごとに原因を分析したうえで対策を講じるとともに、職員個人に係る取り組みとして、職員一人ひとりが年度

当初に「宣誓書」を読み上げて、公務員の原点に立ち返り、遵法意識を高めることを目的としたサービスの宣誓をはじめ、公務員倫理等の研修、適正かつ迅速な事務処理のための知識習得等に係る研修、職員が不祥事等の事案を自らのことと考えて意識を高めるために、各職場で原因や防止策を話し合うケーススタディの取り組みなどを行ってきた。

組織に係る取り組みは、日々の業務遂行に際し、直接の担当者以外の同僚や上司などによる複数チェックやチェックリストの活用によるチェック体制の強化、組織内のコミュニケーションを円滑に行うためのミーティングリーダー養成研修などに取り組んできた。

不祥事や事務処理の誤りの再発防止については、今後も様々な取り組みを常に見直しつつ、長崎市全体の問題として捉え、市民の信頼を早期に回復し、適正な事務を執行していくために、職員一丸となって取り組んでいく。

2. 被爆二世・三世に対する本市独自の援護対策について

【質問】

田上市長は、長崎県被爆二世の会から、「被爆二世・三世に対する援護対策を被爆70年を機に実現したい」との趣旨の「被爆70年を機に原爆被爆二世・三世に自治体独自の援護対策を求める署名」4万筆を受け取った。

署名提出時には市長に対して、署名の重みを受け止めて、何ができるか検討

してほしい、政治的な判断をしてほしいとの要請があっている。現時点での田上市長の考えを伺いたい。

【答弁】

先日、長崎県被爆二世の会から「被爆 70 年を機に、原爆被爆二世・三世に自治体独自の援護対策を求める署名」として長崎市内外から集められた 74,405 人分の多くの署名のうち、約 4 万人分を受けるとともに、被爆二世・三世の方々の健康に対する不安や援護対策充実の必要性の要望をお聞きした。

改めて、被爆二世・三世に対する援護について多くの方々の気持ちを示されたものと受け止めている。

被爆二世・三世の援護対策は、1994 年の被爆者援護法制定時に、「被爆二世・三世に対する影響についての調査・研究及びその対策について十分に配慮し、二世の健康診断については、継続して行うとともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること」との付帯決議がなされ、国はこれを被爆二世・三世対策を進める基本として位置付けている。

また、現時点においては、原子爆弾の放射線による遺伝的影響があるという科学的知見が得られていないことから、遺伝的影響があることを前提とした施策は講じられていない。

長崎市としては、被爆二世・三世対策は、被爆者対策と同様に国の責任においてなされるべきと考えており、長崎市独自に実施することは困難だと考えて

いる。

今後とも、被爆二世・三世の援護対策については、二世団体と意見交換を行いながら取り組んでいく。

(1) 被爆二世の数及び生活と健康についての実態調査

【質問】

被爆地の自治体として、どのくらいの人数の被爆二世が住んでいて、どのような生活実態で、どのような健康状態にあるのか、どういう対策を求めているのかなどを把握するための実態調査と、それを踏まえた援護対策の検討を行うべきだと思うが、どのように考えているか。

【答弁】

被爆二世・三世に対する援護対策は、被爆者対策と同様に基本的に国の責任でなされるべきだと考えている。

被爆二世の実態調査については、長崎市としても、二世の援護対策を行うための基本的なデータとして必要であるとの考えに基づき、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）で要望を続けてきた。

被爆地の自治体として、独自で実施すべきと言われるが、被爆二世が全国的に居住している中で、長崎市独自の調査が疫学的に有効なのか、また、二世の定義や認定の法的な枠組みもないことなど、様々な課題もあるので、これは1

自治体で行うのではなく、国において対応する課題だと考えており、今後とも国に対し粘り強く要望していきたいと考えている。

(2) 健康診断項目へのがん検診の追加

【質問】

被爆二世の中には、がんや白血病など被爆者の場合原爆の影響とされる病気になるのではないかと不安を抱えて生活している人がいる。

現在実施されている被爆二世健康診断は、国が健康不安解消にと始めたものだが、内容が簡単でがん検診がないから健康不安解消になりえていない。

国は検診項目に新たに血液のがん「多発性骨髄腫」の検査を追加する意向を表明している。

長崎市もがん検診の追加を国に要望しており、その必要性は認識しているので、国が実施しないのであれば長崎市独自で実施すべきだと思うが、どのように考えているか。

【答弁】

被爆二世検診にがん検診を追加することについては、被爆二世も中高年となり、がん等に対する健康不安が高まっていることから、これまでも広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）や長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）を通じて国に要望を続けてきた。

こうした中、今年の8月の被爆者団体の政府代表に対する要望に対し、国から被爆二世検診に「多発性骨髄腫の検査」を新たに追加したいとの回答がなされ、「がん検診の追加を」という長年の要望に一步前進が見られた。

今後とも、「八者協」や「原援協」を通じて粘り強く国に要望を続けていきたい。

なお、現時点では原子爆弾の放射線による遺伝的影響があるという科学的知見は得られていないが、被爆二世・三世に対する遺伝的影響についての調査研究のさらなる促進を国へ要望を行っている。

また、被爆二世に対する遺伝的影響の調査研究については、「公益財団法人放射線影響研究所」が長期に継続して取り組んでいることから、その結果を注視するとともに、長崎市が独自に設置している原子爆弾放射線影響研究会でも、原爆放射線の遺伝的影響に関する情報収集を継続して取り組んでいく。

さらに、被爆二世団体とは、原爆被爆対策部が毎年定期的に協議の場を設け意見交換を行っており、その中からの改善として、健診期間の延長や健診に関する広報の充実を行ってきた。今年度からは、従来の申込方法に加えて、新たに長崎市のホームページからの申し込みも可能にした。

(3) 再検査及び病気治療の費用助成

【質問】

被爆二世の中には、原爆の影響とされるがんや白血病などの病気になり、それとの闘いを強いられながら生活している人がいるが、医療費の負担が生活費に大きくのしかかっている実態がある。

苦しい生活実態にある被爆二世に対して医療費の助成を実施する必要があると思うが、どのように考えるのか。

【答弁】

東京都や神奈川県などの一部の自治体で独自に医療費の助成を行っているところがあることは承知している。しかし、被爆二世対策は被爆者対策と同様に国においてなされるべきとの基本的な考えとともに、多額の財源を要する課題でもあり、長崎市が独自に助成を行うことは困難である。

(4) 被爆二世健康手帳（仮称）の発行

【質問】

被爆二世の健康管理に役立てるために、長崎県被爆二世の会が「被爆二世健康管理表」を発行しているが、被爆二世の健康管理を行うためのひとつの手立てとしてと、長崎市が被爆二世の健康にしっかり目を向けているという姿勢を見せる意味合いもあわせて、「被爆二世健康手帳（仮称）」を長崎市として発行すべきだと考えるが理事者の答弁を求めたい。

【答弁】

被爆二世健康手帳を長崎市が発行するとなると、手帳の対象者を明確にする必要があると考える。

現在、被爆二世に対しては、その定義や認定の法的な枠組みがない。

また、1957年の被爆者健康手帳交付制度が始まる以前に亡くなった方の二世についての取り扱いなど、具体的な課題もある。

従って、長崎市で独自に被爆二世健康手帳を発行することは困難である。

なお、長崎県被爆二世の会が被爆70年の今年、独自に作成されている「被爆二世健康管理票」をリニューアルされたので、市の窓口等での配布については、今後も協力をしたい。

(5) 健康診断の被爆三世への受診拡大

【質問】

過去の戦争の結果として被爆二世・三世が存在していることは事実であり、また、今年は被爆70年という大きな節目の年でもある。

被爆二世健康診断を被爆三世は受診できないので、健康に不安があって希望する被爆三世も被爆二世健康診断が受診できるようにしてもらいたいとの要望があるがどのように考えるか。

【答弁】

現時点では、原子爆弾の放射線による遺伝的影響があるという科学的知見は

得られていないため、健康診断の被爆三世への受信拡大を国に要望することや長崎市が独自に実施することは困難だと考える。

なお、遺伝的影響についての調査研究のさらなる促進については「八者協」や「原援協」を通じて今後とも国に対し要望を続けるとともに、「公益財団法人放射線影響研究所」の研究成果を注視しつつ、「長崎市原子爆弾放射線影響研究会」でも継続して取り組んでいきたい。

3. 周辺地区の高齢化対策について

【質問】

周辺地区に住む高齢者の中には、自分が今暮らしている地域でこれから先も住み続けたいと強く望んでいる人がいるが、その中には将来、体が弱って移動することの不安をはじめ、今住んでいる地域に住み続けることに様々な不安を抱えている人がいる。

現在、本市が行っている高齢者の不安解消の施策はどのようなものがあるか。

【答弁】

長崎市の高齢化率は、2015年11月現在、28.7%、高齢者数は12万5,098人となっており、団塊の世代が75歳以上となる2025年には34.8%に達し、高齢者数も13万7千人に達すると見込まれている。

このような高齢化の進展による、将来に向けた生活不安を解消するための取

り組みが必要であると考えている。

長崎市では、在宅生活の支援として、通院や買い物等の介助を行う介護保険の訪問介護サービスや生活援助サービス、ごみの戸別収集と併せて安否確認を行うふれあい訪問収集、理美容院へ行くことが困難な高齢者を対象として、理美容師が自宅へ出向く訪問理美容サービスなどを実施している。

また、新聞、電気、ガス、水道事業者等の協力を得て「高齢者あんしんネットワーク協定」を締結し、高齢者の事故や異変の早期発見、早期対応できる体制を構築している。

次に、地域住民の交通利便性を図るため、コミュニティバスや乗合タクシーの運行を支援している。

さらに、斜面地等に居住する高齢者等が通院や買い物などの際に一人で外出できないとき、一定の地理的条件を満たす場合、自宅から車の乗り降りが可能なところまで移送介護員が外出介助を行う移送支援サービスを実施している。

このようなサービスの提供により、高齢者の在宅生活を支える施策に取り組んでいる。